

## 離婚後の手続一覧

### ●保険、年金に関する手続

	手続き	手続きをする場所	対象となる方・必要書類など
□ 国民健康保険への加入		市区町村役場	社会保険加入者の扶養家族だった方が、国民健康保険に加入するとき 扶養を外れてから14日以内に手続きしてください。 <input type="checkbox"/> 離婚届受理証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書（元配偶者の勤務先会社で入手）
□ 国民健康保険の変更手続き		市区町村役場	国民健康保険加入者の方で、住所が違う市区町村に変わったとき <input type="checkbox"/> 脱退手続き（転居前）と加入手続き（転居後） 氏（姓・名字）が変わったとき <input type="checkbox"/> 氏名の変更手続き
□ 国民年金の変更手続き		市区町村役場	厚生年金加入者の扶養家族だった方が、扶養を外れるとき <input type="checkbox"/> 種別変更手続き 国民年金加入者の方で、住所や氏（姓・名字）が変わったとき <input type="checkbox"/> 住所、氏名の変更手続き
□ 社会保険・厚生年金への加入	勤務先	勤務先、年金事務所	厚生年金加入者の扶養家族だった方又は国民年金加入者だった方が、自身の勤務先の厚生年金に加入するとき 厚生年金加入者の方で、扶養家族に変更があった方、住所や氏（姓・名字）が変わった方
□ 厚生年金の変更手続き	勤務先、年金事務所	元配偶者の勤務先	子を元配偶者（社会保険加入者）の扶養家族から外すとき 年金分割された方
□ 子の健康保険の資格喪失手続き		年金事務所	<input type="checkbox"/> 離婚時の年金分割の請求書（日本年金機構HPよりダウンロード可） <input type="checkbox"/> マイナンバー又は基礎年金番号の分かる資料 <input type="checkbox"/> 元夫婦それぞれの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 按分割合が記載された書類（調停調書謄本、審判書謄本及び確定証明書など）
□ 年金分割手続き			

※主な手続とその要領を記載しています。全ての手続を網羅しているわけではありません。ご自身の責任でご使用ください。

※ご本人が各窓口で手続きする場合を前提としています。必要書類について、本人確認のための身分証、印鑑の記載を省略しています。

※都道府県、市区町村によって異なる場合があります。愛知県、名古屋市情報を参考に作成しています。